

令和3年4月

公的研究費の適正な運営・管理について

鎮西学院大学

学長 姜 尚 中

平成19年2月15日付にて文部科学大臣決定による、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）が示されました。本学においても科学研究費をはじめとする競争的研究費を中心とした公募型の研究資金について、適正に運営・管理する体制を整備・強化していきます。

このたび、その指針として、下記の通り責任体制の明確化及び事務処理手続きに関するルールを明確化のために、「鎮西学院大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を定めました。さらに、情報の伝達を確保する体制として、本学の内外からの公的研究費の運営・管理に関する通報（告発）窓口を、下記の通り本学事務局内に設置しました。

今後とも、教職員の一層の意識向上に努めるとともに、上記のガイドラインに沿った公的研究費の適正な運営・管理の基礎となる環境の整備等に努めて参ります。

1. 競争的資金等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系

(1) 最高管理責任者

<職名>

学長

<責任と権限>

本学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負います。また、以下の統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。

(2) 統括管理責任者

<職名>

学部長

<責任と権限>

最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について鎮西学院大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

(3) コンプライアンス推進責任者

< 職名 >

学部長

< 責任と権限 >

鎮西学院大学の各部局等における競争的研究費等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持ちます。

2. 内外からの通報（告発）の窓口

鎮西学院大学 総務課

所在地：長崎県諫早市西栄田町 1212 番地 1

電話（ダイヤル・イン）：0957-26-8200

電子メール：chinzei@wesleyan.ac.jp

匿名による通報は、原則として受けません。